○厚生労働省告示第八十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の中欄中「すべての」を「全ての」に改める。

表の（項）地域子育て支援対策費の項を次のように改める。

（項）　母子保健衛生対策費 （目）　結核児童日用品費等負担金 （目細）　未熟児移送費（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。） （目）　母子保健衛生費負担金 （目細）　未熟児養育費負担金（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。）	全ての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○国土交通省告示第二百八十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
東海北陸自動車道	郡上市八幡町五町字狭岩二七番一から同市八幡町五町字徳兵衛会津七九番一まで

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日　〇時

○国土交通省告示第二百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
山陽自動車道	廿日市市上平良字広池二九七番五
吹田山口線	吹田市上山口

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日　〇時

○国土交通省告示第二百八十五号

船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示

船舶安全管理認定書等交付規則（平成十二年運輸省告示第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

船舶安全管理認定書又は適合認定書の有効期間は、交付の日からそれぞれの認定書に係る初期審査又は更新審査に合格した日から起算して五年を経過する日までの間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の日から当該船舶安全管理認定書又は適合認定書の有効期間（第二号に掲げる場合にあっては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

一　船舶安全管理認定書又は適合認定書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に更新審査に合格した場合

二　次条第一項又は第六条の三第一項の規定により船舶安全管理認定書の有効期間が延長された場合

第六条に次の一項を加える。

3　従前の船舶安全管理認定書又は適合認定書の有効期間の満了前に、更新審査を受け、当該更新審査に係る船舶安全管理認定書又は適合認定書の交付を受けた場合は、従前の船舶安全管理認定書又は適合認定書の有効期間は、満了したものとみなす。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三　更新審査の結果船舶安全管理認定書の交付を受けることができる船舶であって、当該更新審査を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の船舶安全管理認定書の有効期間が満了するまでの間において当該更新審査に係る船舶安全管理認定書の交付を受けることができなかったものについては、従前の船舶安全管理認定書の有効期間は、第六条